

高槻市男女共同参画審議会市民公募委員の募集について

高槻市では、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、平成18年に「高槻市男女共同参画推進条例」を施行し、長期的な視点にたって各種の取り組みを進めています。

高槻市男女共同参画推進条例に基づき設置する「高槻市男女共同参画審議会」において、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針や施策、男女共同参画計画について審議するにあたり、市民からの幅広いご意見を反映させるため、市民の委員を公募します。

令和7年7月

高槻市市民生活環境部人権・男女共同参画課

1 募集人数

2名

2 応募期間

令和7年8月4日（月）から令和7年9月3日（水）まで

3 応募資格

次の全ての項目に該当する方

- (1) 男女共同参画社会の実現に意欲のある方
- (2) 市内在住の18歳以上の方（令和7年9月3日現在）
- (3) 年2～4回程度、平日に開催予定の高槻市男女共同参画審議会の会議に出席できる方

4 委嘱期間

令和7年11月4日から令和9年11月3日までの2年間（予定）

5 選考

応募の際に提出していただいた「小論文」「応募の動機」等を参考にして市民公募委員選考委員会で選考します。

選考結果は、10月末日までに応募者全員に郵送でお知らせします。

6 応募方法

応募者は、次の書類を直接持参するか、郵送（令和7年9月3日消印有効）で提出してください（様式は自由。提出先については裏面参照）。

【応募書類】

- (1) 小論文（1, 000字程度）
「高槻市における男女共同参画社会の実現に向けて」をテーマに、
思いや意見、提言などを自由に記入
- (2) 応募の動機（200字程度）
- (3) 住所、氏名（ふりがな）、性別、年齢、職業又は学校名、電話番号、
略歴

【留意事項】

- (1) 応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 応募時に提出いただく個人情報は、本選考のみに使用します。
- (3) 委員に選考された方については、氏名と公募委員であることについて審議会委員名簿にて公開しますので、あらかじめご了承ください。

7 高槻市男女共同参画審議会について

- (1) 審議会の概要
男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成され、市長の諮問に応じて男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関することや、男女共同参画計画の実施状況に関することについての審議を行います。
- (2) 開催回数
年2～4回程度
- (3) 報酬
日額 9,100円

8 お問い合わせ先及び応募書類の提出先

【お問い合わせ先】

高槻市市民生活環境部人権・男女共同参画課（高槻市役所本館5階）
電話：072-674-7575 FAX：072-674-7577

【応募書類の提出先】

〒569-0067
住所：大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市市民生活環境部人権・男女共同参画課